

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通達）

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
各附属機関の長

警察庁丙保発第13号
平成22年7月9日
警察庁生活安全局長

このたび、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第168号。別添1。以下「改正令」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成22年国家公安委員会規則第4号。別添2。以下「改正規則」という。）が平成22年7月9日に公布され、平成23年1月1日（以下「施行日」という。）から施行されることとなった。

改正令等の趣旨、概要等は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）を「法」といい、改正令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）を「旧令」といい、改正令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）を「令」といい、改正規則による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年規則第1号）を「規則」という。

記

第1 改正令等の趣旨

近年、法上のラブホテル及びモーテル（以下「ラブホテル等」という。）と類似する特徴を有しながら風営法の規制が及んでいないホテル（以下「類似ラブホテル」という。）が全国各地に建築され、現に営業している。また、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態を見てした面接の申込みを取り次ぐこと等により異性を紹介する営業（以下「出会い系喫茶営業」という。）が増加傾向にある。

これらには、風営法上の規制が及んでいないため、同法により営業が禁止されている住宅地域や学校の直近での営業、派手な広告宣伝の店舗周辺でははん濫等、清浄な風俗環境を害している実態がみられ、また、児童買春等の温床となるなど、善良の風俗、少年の健全育成等への悪影響が問題となっている。

そこで、これらの問題に対応するため、法第2条第6項第4号に該当する営業（以下「ラブホテル等営業」という。）の範囲が拡大されるとともに、出会い系喫茶営業が新たに店舗型性風俗特殊営業として規制されることとなった。

第2 改正令等の概要

1 ラブホテル等営業として規制される営業の範囲の拡大

ラブホテル等営業は、法第2条第6項第4号の規定により、「専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業」とされ、「政令で定める施設」（施設要件）、「政令で定める構造」（構造要件）及び「政令で定める…設備」（設備要件）については、その具体的内容が政令に委任されているところ、次のように各要件が改正された。

(1) 施設要件の追加

施設要件として、新たに次の施設を追加することとした。

ア 休憩料金等の表示がある施設

「施設の外周に、又は外部から見通すことができる当該施設の内部に」ある「休憩の料金の表示その他の当該施設を休憩のために利用することができる旨の表示」は、実態として、当該施設が性的な目的のための利用に供されるものであることを外部に表示する機能を有しており、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付ける要素の1つといえることから、そのような表示がある施設が施設要件として追加された（令第3条第1項第2号ロ）。

イ 玄関等の遮へいがある施設

「施設の出入口又はこれに近接する場所」にある「目隠しその他当該施設に出入りする者を外部から見えにくくするための設備」は、当該施設を性的な目的のために利用することに対する客の抵抗感を小さくするものであり、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付ける要素の1つといえることから、そのような設備が設けられている施設が施設要件として追加された（令第3条第1項第2号ハ）。

ウ フロント等の遮へい措置がある施設

フロント等に「カーテンその他の見通しを遮ることができる物が取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げるおそれがあるものとして」一定の状態にある場合には、当該カーテン等によるフロント等の遮へいは客の匿名性を相当程度確保する機能を有し、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付ける要素の1つといえることから、当該状態にある施設が施設要件として追加された。また、一定の状態の具体的内容については、国家公安委員会規則で定めることとされた（令第3条第1項第2号ニ）。

国家公安委員会規則で定める状態については、「カーテンその他の見通しを遮ることができる物が、当該物を用いることにより、フロント、玄関帳場その他これらに類する設備において客が従業者と面接しないで、その利用する個室のかぎの交付を受けることその他の手続をすることができることとなる位置に取り付けられている状態」とした（規則第5条の2）。よって、カーテン等が、例えばフロント等とその奥にある従業者控室との間に設置されているなどの状態にあるものは、これには該当しない。

エ 客が従業者と面接しないでその利用する個室に入ることができる施設

「客が従業者と面接しないで機械その他の設備を操作することによってその利用する個室のかぎの交付を受けることができる施設その他の客が従業者と面接しないでその利用する個室に入ることができる施設」（例えばいわゆる客室案内板が設けられた施設）は、客のチェックイン時の匿名性を確保する機能を有し、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付ける要素の1つといえることから、これが施設要件として追加された（令第3条第1項第2号ホ）。

(2) 構造要件の拡充及び施設要件との組合せ

現行の構造要件としては、車庫と個室が接続している構造等が挙げられるが、最近では、かかる構造要件には該当しないものの、極めて類似した構造を有する類似ラブホテルがみられる。

個室の出入口が車庫に面する外壁面に隣接する外壁面に設けられていること又は車庫から個室へと通ずる階段等における客の移動が外部から確認できることにより現行の構造要件に該当しないものについては、フロントにおいて個室を選択しないで済むなど、客の匿名性を確保する機能を有する点において現行の構造要件と異なるところはなく、当該施設が専ら性的な目的のための利

用に供されるものであるということの特徴付けるものであることから、これらが含まれるよう構造要件が拡充された（令第3条第2項）。

また、拡充後の構造要件については、いずれの施設要件との組合せについてもラブホテル等に該当するものとされた。

(3) 設備要件の追加及び施設要件との組合せ

個室内の自動精算機、代金支払用エアシューター、代金支払用小窓等の「宿泊の料金の受払いをするための機械その他の設備であつて、フロントで客が従業者と面接しないで当該料金を支払うことができるもの」については、客のチェックアウト時の匿名性を確保する機能を有し、当該個室を設けた施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付ける要素の1つといえることから、新たに設備要件として追加された。

また、設備要件と施設要件との組合せについては次のとおりとされた。

ア (1) ア又はイに掲げる施設

(1) ア又はイに掲げる施設については、当該施設が性的な目的のための利用に供されることに直接資するものである個室内の性的関連設備と組み合わせることにより、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付ける相当の特殊性があると認められることから、設備要件については、動力により振動し若しくは回転するベッド等（令第3条第3項第1号イ）又はいわゆるアダルトグッズ等の自動販売機等（令第3条第3項第1号ロ）とされた（令第3条第3項第2号イ）。

イ (1) ウ又はエに掲げる施設

(1) ウ又はエに掲げる施設については、チェックアウト時の客の匿名性を確保する機能を有する設備と組み合わせることにより、当該施設内における客の匿名性が一貫して確保できるものとなり、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付ける相当の特殊性があると認められることから、設備要件については、「宿泊の料金の受払いをするための機械その他の設備であつて、客が従業者と面接しないで当該料金を支払うことができるもの」とされた（令第3条第3項第2号ロ）。

2 出会い系喫茶営業の規制（省略）

3 経過措置

(1) 施行期日

改正令の施行日は平成23年1月1日とされた（改正令附則第1条）。

(2) 届出に関する経過措置

この改正令の施行の際現にこの改正令の施行により新たに店舗型性風俗特殊営業に該当することとなる営業（以下「新たに規制対象となる営業」という。）を営んでいる者（この改正令の施行の前日において、地方公共団体の条例の規定であつて出会い系喫茶営業に該当する営業を営んではならない旨を定めていたものに違反して当該営業を営んでいた者を除く。以下同じ。）は、平成23年1月31日までに、法第27条第1項の届出書を提出しなければならないこととされた（改正令附則第2条第1項）。

(3) 広告宣伝に関する経過措置

この改正令の施行の際現に新たに規制対象となる営業を営んでいる者が平成23年1月31日までの間に当該営業を営む目的をもって広告宣伝をする場合には、無届業者が店舗型性風俗特殊営業を

営む目的で広告宣伝すること等を禁止する法第27条の2の規定を適用しないこととされた（改正令附則第2条第2項）。

(4) 営業禁止区域等に関する経過措置

この改正令の施行の際現に新たに規制対象となる営業を営んでいる者の当該営業については、平成23年1月31日までの間は、一定の区域等において店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止する法第28条第1項の規定及び同条第2項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされた（改正令附則第2条第3項）。

加えて、この改正令の施行の際現に新たに規制対象となる営業を営んでいる者が平成23年1月31日までの間に当該営業について法第27条第1項の届出書を提出したときは、営業禁止区域等において営業を営む者に対し届出確認書を交付しない旨を定める法第27条第4項ただし書の規定並びに営業禁止区域等を定める同法第28条第1項の規定及び同条第2項の規定に基づく条例の規定は適用しないこととされた（改正令附則第2条第4項）。

また、これらにより法第28条第1項の規定及び同条第2項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされる営業を営む者が営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び営業所の内部においてビラ等を頒布する場合については、法第28条第5項の規定は適用しないこととされた（改正令附則第2条第5項）。

(5) 条例の規定に関する経過措置

地方公共団体の条例の規定で、出会い系喫茶営業に該当する営業の営業者等が当該営業に関し行った行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、改正令の施行と同時に、その効力を失うものとし、当該地方公共団体の条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為についてはその失効後も、なお従前の例によることとされた（改正令附則第3条）。

第3 改正令の施行に当たっての留意事項

1 施行前における営業実態等の把握等

改正令の施行前においては、新たに規制対象となる営業について、関係機関の立入検査を通じるなどの方法により、管内における営業所の位置、営業実態等の把握を的確に行うとともに、当該営業所に係る届出について所用の指導を行い、当該届出がない営業所については、無届営業で取り締まるなど厳正に対処すること。

また、上記営業実態の把握の際に、現行法上のラブホテル等営業を無届で行っている事実や、旅館業法等他法令に違反する事実を把握した場合には、警告・指導、取締り、関係機関への通報等により違法状態を解消させること。

2 施行後にとるべき措置

改正令の施行後においては、警察職員による積極的な立入りや、保健所等の関係機関と協力しての合同立入等を積極的に行うこと。また、当該営業に係る違反行為が判明した場合には、警告・指導を行うなどして、速やかに違法営業の状態を解消させ、警告・指導に従わず違法営業を継続するなどの悪質な事案においては、行政処分や違反行為の取締りを厳正に行うこと。

別添1

官報（平成22年7月9日第5351号…改正政令）（省略）

政令改正案新旧対照条文（省略）

別添2

官報（平成22年7月9日第5351号…国家公安委員会規制四号）（省略）

改正施行規則案新旧対照条文（届出用紙等）（省略）